

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
富士ロードサービス株式会社(静岡県富士市依田橋388-1)[1000028321]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年11月18日 ~ 令和6年12月1日(2週間)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、伊東市発注の「令和5年度湯川・松原処理分区マンホール改築工事」において、令和5年11月14日、施工体制の著しい不備により、マンホール内での作業中に作業員1名が墜落し死亡する事故を発生させた。
これにより、富士ロードサービス株式会社及び同社役員は、令和6年6月4日に静岡地方検察庁沼津支部から労働安全衛生法違反により略式起訴され、同年7月9日に熱海簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、不適切な安全管理の措置により工事関係者事故を発生させ、労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上2月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)